

第4回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年7月31日 13:30～15:00
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 第3委員会室
3. 出席委員
- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 志賀 忠浩委員 | 2番 山崎 隆史委員 | 3番 福西 範委員 |
| 4番 成田 俊英委員 | 5番 大坂 博文委員 | 6番 金子 靖委員 |
| 7番 村上 正人委員 | 8番 佐藤 裕司委員 | 9番 稲場 洋二委員 |
| 10番 細川 裕委員 | 11番 野村 照明委員 | 12番 大畑 礼子委員 |
| 13番 松下 裕幸委員 | 14番 菊池 利治委員 | 15番 熊坂 隆雄委員 |
| 17番 野澤 勲委員 | 18番 廣瀬女公美委員 | 19番 佐藤 泰正委員 |
| 20番 清水 幸治委員 | 21番 浅野 徳昭委員 | |
- (以上 20名)
4. 欠席委員 16番 田井 克廣委員
5. 参 与 者 農業委員会事務局
 事務局長 大西 俊二 主査 秋元 公宏 主査 高山 直樹 主事 成田 昌平
 農地業務担当員 吉田 理人 農地業務担当員 藤本 恵美 臨時職員 高杉 知
 (以上 7名)
- 会議録署名委員の指名 7番 村上 正人委員
 8番 佐藤 裕司委員
- 会期決定について 平成30年7月31日(1日)
6. 議事日程
- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 報告第8号 | 現況証明願について(市街化区域) |
| 報告第9号 | 農業経営証明願について |
| 報告第10号 | 農業委員会のあっせん証明願について |
| 報告第11号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 報告第12号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 議案第19号 | 現況証明願について |
| 議案第20号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第21号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第22号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について |
| 議案第23号 | 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について |

議長
野村会長

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂きまして、ありがとうございました。
それでは、只今より第4回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は20名です。議事録署名人に7番、村上正人委員、8番、佐藤裕司委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

なお、会期は本日7月31日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
大西事務局長

会務概要報告を行います。
議案書2ページをご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が5件ございます。
まず、報告第8号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第8号「現況証明願」について報告します。

土地の権利に関する登記を申請する場合、第三者の許可、同意、又は承諾を要するときは、当該第三者が許可、同意、又は承諾したことを証する情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が3件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

市街化区域内の■■■■■、の一筆、公簿地目が畑になっております■■■㎡の土地について、所有者の■■■■■氏の代理人である、土地家屋調査士の■■■■■氏より現況証明願があり、6月22日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、6月25日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の2番は、資料が5ページから7ページにございます。

市街化区域内の■■■■■、の一筆、公簿地目が畑になっております■■■㎡の土地について、所有者の■■■■■氏の代理人である、土地家屋調査士の■■■■■氏より現況証明願があり、6月22日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、6月25日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の3番は、資料が5ページ、8ページ、9ページにございます。

市街化区域内の■■■■■、の一筆、公簿地目が畑になっております■■■㎡の土地について、申請者の■■■■■氏より現況証明願があり、7月5日、事務局

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第11号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書14ページでございます、報告第11号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回、釧路地区で1件、音別地区で1件の届出がありました。

議案書15ページの表の1番ですが、被相続人■■■■氏が所有していた、■■■■、他11筆、合計■■■■㎡の農地を相続人■■■■氏が平成29年11月27日、相続により所有権を取得したことにより、平成30年7月12日、同氏よりその旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。

次に、表の2番ですが、被相続人■■■■氏が所有していた、■■■■、他6筆、合計■■■■㎡の農地を相続人■■■■氏が平成29年10月9日、相続により所有権を取得したことにより、平成30年6月18日、同氏よりその旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上2件報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第11号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の16ページでございます、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知することになっております。

今回は、阿寒地区で2件の通知がありました。

議案書17ページの表の1番は、資料が18ページと19ページでございます。■■■■氏が所有する、■■■■、■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、平成30年7月10日に合意解約を行い、同日通知がありました。

次に、表の2番ですが、資料が18ページと20ページでございます。■■■■氏が所有する、■■■■、■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、平成30年7月10日に合意解約を行い、同日通知がありました。

議長
野村会長

以上、2件の合意解約について報告致します。

ただいま事務局から説明がありました報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。
議案第19号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の21ページでございます、議案第19号「現況証明願」について説明致します。

土地の権利に関する登記を申請する場合、第三者の許可、同意、又は承諾を要するときは、当該第三者が許可、同意、又は承諾したことを証する情報が必要となります。

今回は、釧路地区から2件、阿寒地区から3件の現況証明願の申請がございました。

議案書22ページでございます表の1番ですが、資料は24ページと25ページにございます。

公簿地目が牧場である、 、他1筆、合計 ㎡の土地について、所有者の 氏の代理人であります、司法書士、土地家屋調査士の 氏から現況証明願がございました。

7月18日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、表の2番ですが、資料は26ページと27ページにございます。

公簿地目が牧場である、 、の一筆、 ㎡の土地について、所有者の 氏から現況証明願がございました。

7月18日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、表の3番ですが、資料は28ページと29ページにございます。

公簿地目が畑である、 、の一筆、 ㎡の土地について、所有者の 氏から現況証明願がございました。

7月12日、阿寒地区の農業委員4名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、議案書23ページにございます表の4番ですが、資料は28ページと30ページにございます。

公簿地目が牧場及び畑である、 、他1筆、合計 ㎡の土地について、所有者の 氏から現況証明願がございました。

7月12日、阿寒地区の農業委員4名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林及び雑種地であると確認致しました。

次に、表の5番ですが、資料は28ページ、31ページから37ページにございます。

公簿地目が畑及び牧場である、 、他12筆、合計 ㎡の土地について、所有者の から現況証明願がございました。

委員
委員一同

7月12日、阿寒地区の農業委員4名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の農業用施設用地、原野及び山林であると確認致しました。

以上、5件の現況証明願について、ご審議を頂きたいお願い致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から「現況証明願」について説明がありましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の野澤勲委員から報告をお願いします。

委員
野澤委員

議案第19号、「現況証明願」の1番と2番について、調査報告致します。

番号1番は、[redacted]、面積 [redacted] m²、及び [redacted]、面積 [redacted] m²で、2筆とも公簿地目が牧場となっており、所有者は [redacted] 氏で、申請は代理人の [redacted] 氏より現況証明願の提出がありました。

現地調査は平成30年7月18日、釧路地区委員3名と事務局職員2名で実施し、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は原野であることを確認いたしました。

次に2番は、[redacted]、面積 [redacted] m²で公簿地目が牧場となっており、所有者は [redacted] 氏で、申請は所有者より現況証明願の提出がありました。

調査日等は先程と同じなので省略します。該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は原野であることを確認いたしました。

以上、現地調査結果について報告をいたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

野澤委員、ありがとうございました。

次に3番から5番の現地調査結果について、調査委員長の廣瀬女公美委員から報告をお願いします。

委員
廣瀬委員

議案第19号、「現況証明願」のうち、3番から5番について調査報告致します。

「現況証明願」の3番は、[redacted] 氏が所有する [redacted] [redacted] であり、公簿地目が畑、農振白地である [redacted] m²の土地であります。平成30年7月12日、阿寒地区農業委員4名、事務局職員3名で現地調査を実施したところ、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は原野であることを確認しました。

次に、「現況証明願」の4番は、[redacted] 氏が所有する [redacted] について、公簿地目が牧場、農振白地である [redacted] m²の土地であり、また、[redacted] [redacted] については、公簿地目が畑、農振農用地区域にある [redacted] m²の土地であります。平成30年7月12日、阿寒地区農業委員4名、事務局職員3名で現地調査を実施したところ、[redacted] は、農地採草放牧地以外で、利用状況は山林であることを確認しました。

また、[redacted] は、農振農用地区域であります。現地は農地採草放牧地以外の雑種地で、農用地として利用されていないと確認致しました。

次に、「現況証明願」の5番は、[redacted] が所有する公簿地目が畑、農振農業用施設用地である、[redacted]、[redacted]、並びに、公簿地目が牧場、農振白地である [redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、及び、[redacted]、[redacted] の合計 [redacted] m²の土地であります。平成30年7月12日、阿寒地区農業委員4名、事務局職員3名で現地

調査を実施したところ、当該地は全て農地採草放牧地以外で、利用状況については、
[redacted]、[redacted]が農業用施設用地、
[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、及び[redacted]
[redacted]、[redacted]が原野、[redacted]、[redacted]、
[redacted]、[redacted]、[redacted]が山林であることを確認いたしました。

なお、[redacted]に一部農振農用地区域が含まれておりますが、
現地は農地採草放牧地以外の山林で、農用地として利用されていないと確認致しまし
た。

以上、現地調査結果を報告いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

廣瀬委員、ありがとうございました。

それでは、議案第19号「現況証明願」について一括して審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第19号「現況証明願」の1番から5番について、原案に賛成の委員は挙手
をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で、議案第19号「現況証明願」の1番から5番については原案のとおり
決定致します。

それでは、次に、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請」について審
議致します。事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書38ページにございます、議案第20号「農地法第3条の規定に
よる許可申請」について説明致します。

農用地を売買で所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業
委員会の許可を受けることになっております。

今回は、鉏路地区で1件、阿寒地区で2件、音別地区で3件の許可申請がありまし
た。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書39ページの表の1番は、資料が42ページと43ページにございます。

[redacted]氏が所有する、[redacted]、の一筆、[redacted]㎡の農用地につ
いて、[redacted]に[redacted]円で、売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の2番は、資料が44ページ、45ページにございます。

[redacted]氏が所有する、[redacted]、の一筆、[redacted]㎡の農用地
について、[redacted]氏に無償譲渡による所有権移転を行うものです。

次に、表の3番は、資料が44ページ、46ページにございます。

[redacted]氏が所有する、[redacted]、の一筆、[redacted]㎡の農用
地について、菊池信之氏に無償譲渡による所有権移転を行うものです。

次に、議案書40ページの表の4番は、資料が47ページと48ページにございます。

氏が所有する、
、他2筆、合計 m^2 の農用地について、
に年間 円 で賃貸借を行うものであります。

次に、表の5番は、資料が47ページ、49ページから53ページにございます。
氏が所有する、
、他32筆、合計 m^2 の農用地について、
に年間 円 で賃貸借を行うものであります。

次に、議案書41ページの表の6番は、資料が47ページ、54ページから61ページにございます。

氏が所有する、
、他43筆、合計 m^2 の農用地について、
に年間 円 で賃貸借を行うものであります。

以上、6件の農地法第3条の規定による許可申請について、ご審議のほどよろしく
お願い致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明のありました農地法第3条の規定による許可申請の1番について、調査委員長の佐藤裕司委員から報告をお願いします。

委員

佐藤裕司委員

議案第20号、「農地法第3条の規定による許可申請」のうち1番について報告致します。

1番の申請の内容は、
氏が所有する、
、
 m^2 の農地について、
氏に 円 で売買するものです。

本件は売買の許可に関し、以前より相談を受けていたものであり、平成30年5月17日、釧路地区農業委員5名及び事務局職員2名で現地確認を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしく
お願い致します。

議長

野村会長

佐藤委員、ありがとうございました。

次に、2番と3番について、調査委員長の廣瀬女公美委員から報告をお願いします。

委員

廣瀬委員

議案第20号、「農地法第3条の規定による許可申請」のうち2番と3番について報告いたします。

許可申請の2番と3番は譲受人が同じでありますので、一括報告致します。

2番は、
氏が所有する、
、
 m^2 の農用地についてであり、また3番は、
氏が所有する、
、
 m^2 の農用地についてですが、それぞれ
氏に無償譲渡により、所有権移転するものです。

これらの件について、平成30年7月12日、阿寒地区農業委員4名、事務局職員3名で現地調査を実施したところ、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

議長
野村会長

委員
成田委員

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

廣瀬委員、ありがとうございました。

次に、4番から6番について、調査委員長の成田俊英委員から報告をお願いします。

議案第20号、「農地法第3条の規定による許可申請」の4番から6番について報告します。

4番の■■■■氏、5番の■■■■氏、6番の■■■■氏と■■■■の賃貸借に係る農地法第3条の規定による許可申請において、平成30年4月12日、音別地区農業委員3名及び事務局2名により現地調査及び協議を行いました。

借主の■■■■は農業生産法人ではありませんが、音別地区の公共牧場の管理運営、農作業受委託などを行っており、継続的かつ安定的に農業経営を行える状況であり、今後も当該農地を適正に管理していくと認められることから、許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

成田委員、ありがとうございました。

それでは、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、4番から6番は 大坂博文委員が役員を務める法人に関するものであるため議事参与の制限にあたります。

従いまして、まず1番から3番を一括審議した後に、4番から6番の案件を審議することとします。

それでは、1番から3番を一括審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第20号、「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致と認め、議案第20号、「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から3番については原案のとおり決定致します。

次に、4番から6番を審議致しますので、大坂委員は退室をお願い致します。

(大坂委員退室)

議長
野村会長

それでは、4番から6番を一括審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第20号、「農地法第3条の規定による許可申請」の4番から6番について原案に賛成の委員は挙手して下さい。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第20号、「農地法第3条の規定による許可申請」の4番から6番について原案のとおり決定致します。
大坂委員は入室して下さい。

(大坂委員入室)

議長
野村会長

4番から6番は、原案のとおり決定致しました。
次に、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の62ページにございます、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

今回は、釧路地区で7件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書63ページの表の1番ですが、資料は65ページと67ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、合計■■■■㎡の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■■■■と■■■■氏との間で、年間■■■■円、期間■■年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の2番ですが、資料は66ページ、68ページ、69ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他7筆、合計■■■■㎡の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■■■■と■■■■との間で、年間■■■■円、期間は■■年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の3番ですが、資料は66ページ、70ページ、71ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他5筆、合計■■■■㎡の農用地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の■■■■と■■■■氏との間で、年間■■■■円、期間■■年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の4番ですが、資料は65ページと72ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の一筆、■■■■㎡の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■■■■と■■■■との間で、年間■■■■円、期間は■■年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書64ページの表の5番ですが、資料は65ページ、73ページから79ページにございます。

氏が所有する、
、他14筆、合計 m^2 の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の
と
氏との間で、年間 円 、期間は 年間 で賃貸借を行うものです。

次に、表の6番ですが、資料は66ページと80ページにございます。

氏が所有する、
、の一筆、 m^2 の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の
と
との間で、年間 円 、期間 年間 で賃貸借を行うものです。

次に、表の7番ですが、資料は66ページと81ページにございます。

氏が所有する、
、他2筆、合計 m^2 の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の
と
氏との間で、年間 円 、期間は 年間 で賃貸借を行うものです。

以上、7件の農用地利用集積計画についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の決定について審議に入りますが、本議案につきましては、全件、農地利用集積円滑化団体の
の関係でありますので、大畑礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員が議事参与の制限にあたります。

さらに、2番、4番、6番につきましては、菊池利治委員が役員を務める法人の案件ですので、議事参与の制限にあたります。

従いまして、まず1番、3番、5番、7番を審議した後に、2番、4番、6番を審議することとします。

それでは、大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員は退室をお願い致します。

(大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員退室)

それでは、1番、3番、5番、7番を一括審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番、3番、5番、7番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番、3番、5番、7番については原案のとおり決定致します。

次に、2番、4番、6番を審議致しますので、菊池委員は退室をお願い致します。

(菊池委員退室)

議長
野村会長

それでは、2番、4番、6番を一括審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番、4番、6番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番、4番、6番については原案のとおり決定致します。
退室されている委員の皆さんは入室して下さい。

(大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員、菊池委員入室)

議長
野村会長

議案第21号は、原案のとおり決定致しました。
次に、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の82ページでございます、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」について説明致します。

農用地利用集積計画書のうち共通事項の「利用権に関する事項の変更の禁止」で、利用権に関する事項の変更はできないこととなっておりますが、「双方及び市」が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りではないとされています。

今回は、釧路地区で1件の変更がございます。

議案書83ページの表の1番ですが、資料は84ページ、85ページでございます。

平成25年8月1日に釧路市告示第254号で告示された、 氏が所有する、 、他1筆、合計 ㎡の農地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の と 氏との間で年間 円、期間は 年間で賃貸借による利用権の設定でございますが、相続により所有者を 氏に変更するものです。

以上1件の農用地利用集積計画の変更について、ご審議を頂きたく、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明のありました農用地の利用集積計画の変更について審議に入りますが、本件につきましては、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合の関係であるため、大畑礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員が議事参与の制限にあたりますので、退室をお願い致します。

(大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員退室)

議長
野村会長

それでは、審議を致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」については原案のとおり決定致します。
退室されている委員の皆さんは入室して下さい。

(大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員入室)

議長
野村会長

議案第22号は、原案のとおり決定致しました。
次に、議案第23号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

議案書86ページでございます、議案第23号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」を致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況その他、農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回2件の報告がございました。

議案書87ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、XXXXXXXXXXで、平成30年3月決算の報告となります。

次に、表の2番ですが、XXXXXXXXXXで、平成30年3月決算の報告となります。

いずれの件も、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしておりますことを報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から報告がありました、議案第22号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致しますが、1番については菊池利治委員が、2番については成田俊英委員が役員を務める法人に関するものであり、議事参与の制限がございますので、1番、2番の順で審議することとします。
それでは、1番について審議しますので、菊池委員は退室して下さい。

(菊池委員退室)

議長
野村会長

1番について質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第22号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第22号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番については原案のとおり決定致します。
菊池委員は入室して下さい。

(菊池委員入室)

議長
野村会長

1番は、原案のとおり可決、決定しました。
次に、2番について審議しますので、成田委員は退室して下さい。

(成田委員退室)

議長
野村会長

2番について質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第22号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第22号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番については原案のとおり決定致します。

成田委員は入室して下さい。

(成田委員入室)

2番は、原案のとおり可決、決定しました。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか、なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成30年7月31日

議長 野村 照明

署名委員 村上 正人

署名委員 佐藤 裕司